

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者とは、県内に事業所を有する「飲食店事業者」、「理美容業事業者」、「洗濯業事業者」及び「浴場業事業者」のうち、別表第1に定める原油価格・物価高騰等の影響を受けた中小企業者をいう。
- (2) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定めるもの又はこれらに準ずる者をいう。
- (3) 「飲食店事業者」とは、日本標準産業分類（平成25年10月総務省告示第405号）において「宿泊業、飲食サービス業」に分類され、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による飲食店営業の許可を受けた者をいう。ただし、別表第2に定める施設を除く。
- (4) 「理美容業事業者」とは、日本標準産業分類において「生活関連サービス業、娯楽業」に分類され、理容師法（昭和22年法律234号）又は美容師法（昭和32年法律163号）の規定による理美容所の確認を受けた者をいう。
- (5) 「洗濯業事業者」とは、日本標準産業分類において「生活関連サービス業、娯楽業」に分類され、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の規定による施設の確認を受けた者又はコインオペレーションクリーニング営業施設の確認を受けた者をいう。ただし、別表第2に定める施設を除く。
- (6) 「浴場業事業者」とは、日本標準産業分類において「生活関連サービス業、娯楽業」に分類され、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の規定による許可を受けた者をいう。ただし、別表第2に定める施設を除く。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、原油価格・物価高騰等により経済的な影響を受けた県内に事業所を持つ中小企業者における省エネルギーの推進を目的とした設備・機器の更新を支援するため、補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助事業の対象は、原油価格・物価高騰等の影響により売上高又は営業利益額が一定割合減少した補助事業者が省エネルギーの推進を目的として高知県内の施設及び事業所等で使用する設備・機器の更新を行う事業とする。

3 前項の売上高又は営業利益額の一定割合以上減少は、別表第1に定めるとおりとし、補助事業者が行う事業の要件は、別表第3に定めるとおりとする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第4に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第5に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の実施に当たっては、別表第5に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助事業の執行に際しては、原則として、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、別記第2号様式による事業中止(廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 県税の納税義務者である場合は、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと又は徴収の猶予を受けていること。

(8) 補助金の対象経費について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(補助事業の変更)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の変更をしようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く。また、必要に応じて知事と事前に変更内容について協議すること。

2 知事は、前項の規定による補助事業の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項の規定による承認をした場合にあつては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。なお、補助金の交付決定額と確定額が相違する場合は、当該補助事業者に通知する。

(財産の処分の制限等)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設財産、機械及び器具等(以下この条において「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、そ

の交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

- 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、別記第5号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに第9条の実績報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 知事は、第7条第3号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合若しくは次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業により取得した財産を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、別表第5に該当した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(遂行状況の報告)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号及び第6号、第11条から第12条まで並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条関係）

次の（1）又は（2）に該当すること

- （1）「原油価格・物価高騰等以降の事業年度」※1と「原油価格・物価高騰等以前の事業年度」※2を比較し、売上高の5パーセント又は営業利益額の7.5パーセント以上の減少が認められること。
- （2）原油価格・物価高騰等（令和4年1月）以降の連続する12月間のうち任意の3月と、原油価格・物価高騰等以前（平成31年1月から令和3年12月まで）の3月とを比較し、売上高の5パーセント又は営業利益額の7.5パーセント以上の減少が認められること。

※1 令和4年4月30日以降に事業年度の終了の日を迎える事業年度とする。

※2 令和元年12月31日から令和3年12月31日までに事業年度の終了の日を迎える事業年度とする。

別表第2（第2条関係）

対象外施設	
1 飲食店事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法の飲食店営業（調理パン、旅館、総菜調理、屋台共通基準、短期、自動販売機、簡易な営業、自動車共通基準、アイスクリーム類等）及び喫茶店営業（屋台共通基準、アイスクリーム類等及び自動販売機） ・地方公共団体等が所有する公共施設（指定管理者へ管理運営を委託するものを含む）
2 洗濯業事業者	洗濯物の受取及び引渡しのみをするクリーニング所（取次店）
3 浴場業事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に定める浴場業の用に供する施設 ・地方公共団体等が所有する公共施設（指定管理者へ管理運営を委託するものを含む。）

別表第3（第3条関係）

補助事業者が行う事業の要件
補助事業実施前後における設備・機器のエネルギー使用量を申請（更新）設備・機器合計で10パーセント以上削減できる計画を策定すること。

※設備・機器メーカー又は納入業者等によるエネルギー消費量の証明等が必要。

別表第4（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 飲食店事業者	以下の設備・機器の購入、据付等に要する経費 （1）照明設備（LED照明設備も含む） （2）冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース及び製氷機）	補助対象経費の3分の2以内	100万円以内 ただし、下限30万円とする
2 理美容業事業者	以下の設備・機器の購入、据付等に要する経費 （1）照明設備（LED照明設備も含む。） （2）洗濯設備（洗濯機・乾燥機） （3）給湯器	補助対象経費の3分の2以内	100万円以内 ただし、下限30万円とする
3 洗濯業事業者・浴場業事業者	以下の設備・機器の購入、据付等に要する経費 （1）照明設備（LED照明設備も含む。） （2）洗濯設備（洗濯機・乾燥機） （3）給湯器 （4）ボイラー	補助対象経費の3分の2以内	300万円以内 ただし、下限50万円とする

※上記に必要な配管・配電等の工事費及び設置搬入費等を含む。

※補助対象経費は事業実施のために必要な経費とし、事業実施に直接関係のない経費及び既存設備の撤去費用並びに汎用性があり、目的外使用になり得る備品の購入費、建屋の新築・増改築等の費用、不動産の取得に係る経費、賃借料及び公租公課は、補助対象外とする。また、中古品及び自社で製造する製品も補助対象外とする。

※事業活動で使用する設備・機器で、高知県内の施設・事業所等に設置するものに限る。

※自宅兼店舗等に設置する場合は、設置場所が居住部分と事業部分と明確に分離されている場合の、事業活動で使用する部分に限る。

※算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

※自然災害、感染症の影響等、補助事業者の責めに帰さない事由があると知事が認める場合は、実績報告時に補助金確定額が下限額を下回る場合であっても、設置済みの設備・機器については補助対象とする。

別表第5（第6条、第7条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者	所在地
	名称
	代表者の役職
	代表者の氏名
	生年月日
	（ 担当者： - - ）
	（ 連絡先： - - ）

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付申請書

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称及び住所

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付資料

- (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 事業実態が確認できる書類
 - (3) 売上高等の減少が確認できる書類
 - (4) エネルギー消費量比較証明書（別紙2）
 - (5) その他添付書類
 - ア 補助事業により更新する設備の仕様等の詳細や金額が分かる書類
 - イ 県税に滞納がないことについての証明書
 - ウ 誓約書（別紙3）
 - エ 債権者登録（変更）申請書
 - オ 賃貸借契約書の写し※
 - カ 補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（別紙4）※
 - キ 設備・機器設置承諾書（別紙5）※
- ※ 賃貸物件に改修工事や施工を伴う設備導入を行う場合に添付すること。

高知県知事 濱田 省司 様

申請者	所在地
	名称
	代表者の役職
	代表者の氏名
	〔 担当者： - - 〕
	〔 連絡先： - - 〕

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金
補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けた事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱第7条第3号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止の期間（廃止の時期）

（注）申請する内容に応じて括弧内を適宜修正すること。

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名
〔 担当者：
連絡先： - - 〕

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた事業の変更をしたいので、高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の額

(単位：円)

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額

2 変更の理由

3 計画変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

変更後の事業計画書

※変更後が分かるよう明記すること。

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名
〔 担当者：
連絡先： - - 〕

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました事業を完了しましたので、高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金（変更）交付決定額 金 円
- 2 補助金実績額 金 円

（単位：円）

補助対象経費 (A)	財源		備考
	県補助金 (B)	事業者 自己負担額等 (A-B)	

3 添付書類

- (1) 事業実施を確認できる書類の写し（見積書、請求書、支払いを確認できる書類の写し）
- (2) 事業内容が分かる写真、図面等の写し
- (3) 取得財産等管理台帳（様式5号）の写し（1件当たり50万円（税抜）以上の物品購入がある場合のみ。）
- (4) その他参考となる書類

取得財産等管理台帳

補助金名：高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金

区分 財産名	財産を取 得した者	規格	数量	単価 円	金額 円	取得 年月日	保管場所	県補助率	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円（税抜）以上とします。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入してください。
- 3 取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
- 4 施設財産等を取得した者と使用者とが異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。

別紙1

事業計画書

1 申請者の概要

事業者名			
所在地			
種別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	主たる業種	<input type="checkbox"/> 飲食店事業者 <input type="checkbox"/> 理美容業事業者 <input type="checkbox"/> 洗濯業事業者 <input type="checkbox"/> 浴場業事業者
設立年月日		代表者名	
電話番号		FAX 番号	
担当者氏名			
事業概要※1			
資本金額	千円	常時使用する従業員数 ※2	人

※1 実施している事業の内容を記載してください。

※2 労働基準法第20条の規定に基づく[予め解雇の予告を必要とする者]を記入してください。

2 売上高または営業利益額の状況

年次比較：原則 ※売上高又は営業利益額のどちらかを記入してください。

○原油・物価高騰以降

自： 年 月 日		至： 年 月 日	
売上高 ^㉑ (円)		営業利益額 ^㉒ (円)	

・法人の場合は2022年(令和4年)4月30日以降に事業年度の終了の日を迎える事業年度の売上高が該当します。

・個人事業主の場合は2022年(令和4年)分(2022年1月～2022年12月)の売上高が該当します。

○原油・物価高騰以前

自： 年 月 日		至： 年 月 日	
売上高 ^㉓ (円)		営業利益額 ^㉔ (円)	

・法人の場合は2019年(平成31年)1月から2021(令和3年)年12月の間に含まれる事業年度の売上高が該当します。

・個人事業主の場合は2019年(令和元年)分、2020年(令和2年)分、2021年(令和3年)分のいずれかの売上高が該当します。

売上高減少率(%) (^㉓ - ^㉑) / ^㉑ × 100	^㉕	営業利益額減少(%) (^㉔ - ^㉒) / ^㉒ × 100	^㉖
---	--------------	--	--------------

※申請には原油・物価高騰以降と原油・物価高騰以前とを比較して、売上高減少率(㉕)が5%以上又は営

業利益額減少率 (⑩) が 7.5%以上である必要があります。

月次比較の場合 ※売上高又は営業利益額のどちらかを記入してください。

※年次比較で売上高減少率が 5%以上又は営業利益額減少率が 7.5%以上に該当しなかった場合は、
月次比較での比較も可能です。

○原油・物価高騰以降

	年 月	年 月	年 月	合計
売上高 (円)				⑧
営業利益額 (円)				⑨

・ 2022 年 (令和 4 年) 1 月以降の連続する 12 月のうち任意の 3 月を記載。

○原油・物価高騰以前

	年 月	年 月	年 月	合計
売上高 (円)				⑪
営業利益額 (円)				⑫

・ 2019 年 (平成 31 年) 1 月～2021 年 (令和 3 年) 12 月までの間の、原油・物価高騰以降に記載した同月を記載。

売上高減少率 (%) $(\text{⑩} - \text{⑧}) / \text{⑩} \times 100$	⑭	営業利益額減少率 (%) $(\text{⑬} - \text{⑨}) / \text{⑬} \times 100$	⑮
---	---	--	---

※申請には原油・物価高騰以降と原油・物価高騰以前とを比較して、売上高減少率 (⑭) が 5%又は営業利益額減少率 (⑮) が 7.5%以上である必要があります。

3 補助事業の内容

補助金を活用した更新する設備・機器の概要

4 本事業による省エネ効果について

(1) 既存設備・機器

No.	設備・機器の名称 (型番・型式)	数	エネルギー消費量合計 (エネルギー消費量比較証明(E))
1			
2			
3			
合計 (①)			

(2) 更新(導入予定)設備・機器

No.	設備・機器の名称 (型番・型式)	数	エネルギー消費量合計 (エネルギー消費量比較証明(F))	補助対象経費(円) (税抜:設置費等も含む)
1				
2				
3				
エネルギー消費量合計 ②				
補助対象経費の合計額 ③				
エネルギー削減量 (①-②) ④				

省エネ効果 (④÷①) ×100 %

- ※ 小数点3位を四捨五入して記載してください。省エネ効果が10%未満の場合は申請できません。
 ※ 既存設備と更新設備で供給源が異なる場合(ガスから電気へ変更等)はそれぞれ算出してください。

5 補助申請額

事業に要する経費(円) (税込)	補助対象経費の合計額(円) (税抜)	補助金交付申請額(円) ※補助対象経費の2/3以内(千円未満切捨) ※飲食、理美容事業者は上限100万円、下限30万円 ※洗濯、浴場業事業者は上限300万円、下限50万円

高知県知事 濱田 省司 様

設備・機器メーカー(納入業者)等

住所：

名称：

連絡先： — —

代表者等氏名： 印

エネルギー消費量比較証明書 (No.)

以下の事業者が申請する「高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金」にかかる設備・機器について、エネルギー消費量を以下のとおり判断したことを証明します。

記

1 申請者情報について

補助金申請事業者名	
設備・機器の設置場所	

2 設備・機器について

	既存設備	更新(導入予定)設備	備考
メーカー			
設備・機器の名称			
型番・型式			
製造年			
エネルギー消費量	(A)	(B)	
台数	(C)	(D)	

3 省エネ効果について

	エネルギー消費量	台数	エネルギー消費量合計 (A) × (C) 又は (B) × (D)
既存設備	(A)	(C)	(E)
更新(導入予定)設備	(B)	(D)	(F)
省エネ効果 $((E-F) \div (E)) \times 100$			%

※小数点第3位を四捨五入して記載してください。

4 添付書類 エネルギー消費量の計算根拠

※複数の設備・機器を更新する場合は更新機器ごとに作成し、単位をそろえるようにしてください。

※供給源が変更(ガスから電気等)となることでエネルギー消費量での比較できない場合は、ランニングコスト(ガス代、電気代等)で証明してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名

私は、高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金の申請を行うに当たり、下記の内容について、全て誓約します。

この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して高知県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

記

※誓約事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金の補助目的に沿った省エネルギーの推進のための設備投資を行うとともに、申請要件を全て満たしています。	<input type="checkbox"/>
事業所等で使用する設備・機器を更新することを目的とし、既存設備は適切に処分します。	<input type="checkbox"/>
申請者本人が、補助事業に係る必要な許認可等を有しており、証明書類を添付しています。	<input type="checkbox"/>
国、県、市町村等の他の補助金や委託料（指定管理料を含む）により、本事業の補助対象経費と重複して支給の対象となっているものはありません。 また、このことに関して、県の補助事業所管課が国や市町村等に対して照会（補助金支給の有無に関する情報の共有）することに同意します。	<input type="checkbox"/>
高知県に対する税外未収金債務の滞納はありません。 また、このことに関して、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会（個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）することに同意します。	<input type="checkbox"/>
補助対象となっている物品の調達や工事の見積書作成・契約に際し、不正はありません。 取得財産や経理等関係書類については、補助金交付要綱や申請要領等に基づき適切に整備保管・管理します。	<input type="checkbox"/>
申請内容に虚偽や不正が判明した場合は、補助金の返還及び加算金の支払いに応じます。 また、事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。	<input type="checkbox"/>
高知県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じます。	<input type="checkbox"/>
補助金交付要綱や交付申請要領等に記載のない事項については、県からの指示に従います。	<input type="checkbox"/>
補助事業により取得した財産を補助事業の目的以外に使用しません。	<input type="checkbox"/>
取得価格が 50 万円以上の取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けてから行います。	<input type="checkbox"/>

別紙 4

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書

所在地

名称

代表者 職・氏名

電話番号

下記の補助事業の補助対象設備の設置について、賃貸借契約の更新をすることにより、下記補助対象設備を法定耐用年数の間、確実に使用することについて確約します。

また、賃貸借契約を更新しないことにより補助金の返還が必要となった場合には、高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、返還に応じます。

記

1 補助事業の名称

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金

2 補助対象設備・機器の名称

3 型番・型式

4 対象となる建物等の所在地

5 担当者の連絡先等

部署名：

職・氏名：

電話番号：

メールアドレス：

高知県知事 濱田 省司 様

設備・機器設置承諾書

(承諾者)

住所

名称

電話番号

代表者の役職・氏名

私は自らが所有する土地若しくは建物に高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金にかかる補助金の申請者が善良な管理義務を果たすことを条件に、以下の設備・機器を法定耐用年数の間、設置及び使用することを承諾します。

記

1 設置及び使用を承諾する建物について

・建物の所在地：

※賃貸借契約書等で確認できる住所を記入すること

2 補助金の申請者

・申請者の名称：

・申請者の住所：

3 補助対象設備・機器

(名称、型番等)